

食安輸発第0417002号
平成18年4月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成18年度輸入食品等モニタリング検査の強化について

平成18年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号にて通知したところです。

中国においては、高濃度に重金属に汚染された野菜等が流通しているとの情報があることから、今年度においても中国産野菜等に係る重金属のモニタリング検査を実施することとしましたので、御了知の上、実施方よろしく申し上げます。

記

- 1 実施期間：平成18年5月1日から平成19年3月31日まで
- 2 対象食品：中国産野菜、果実（簡易な加工を含む。）
- 3 採取方法：野菜及び果実については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号別表第2の「農薬」の④によること。
- 4 検査項目：野菜及び果実 鉛及びヒ素
- 5 試験方法：平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」
- 6 検査検体数：野菜及び果実 299件
(いちご93、ぶどう93、ほうれんそう38、りんご20、もも18、ばれいしょ17、トマト15、その他(なつみかん、日本なし、きゅうり)5)
- 7 備考：基準値を超える重金属が検出された場合にあっては食品衛生法第11条違反として取り扱うこと。